

○ 痴呆性高齢者グループホームの適正な普及について（平成13年3月12日老計発第13号厚生労働省老健局計画課長通知）（抄）

改正後	現行
<p><u>(削除)</u></p> <p>1 通知第12の4(12)に定める意見書の様式については、別添1のとおりとし、情報公開の項目については、別添2のとおりとする。</p> <p>2 通知第12の4(4)④に定める各都道府県の定める基準についての基本的な考え方は、別添3のとおりとし、評価項目等の参考例については、<u>「痴呆性高齢者グループホームの自己評価項目の参考例等について」</u>（平成14年1月28日老計発第3号厚生労働省老健局計画課長通知）及び<u>「指定痴呆対応型共同生活介護（痴呆性高齢者グループホ</u></p>	<p>1 <u>管理者及び計画作成担当者の研修の義務づけについて</u></p> <p>(1) <u>通知第12の2(2)及び(3)に定める「別に定める研修」として管理者及び計画作成担当者に受講を義務付ける研修は、「痴呆介護研修事業の実施について」</u>（平成12年9月5日老発第623号厚生省老人保健福祉局長通知）及び<u>「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」</u>（平成12年10月25日老計第43号厚生省老人保健福祉局計画課長通知）に基づく痴呆介護実務者研修のうち基礎課程とする。</p> <p>(2) <u>上記に加え、計画作成担当者については、痴呆介護実務者研修のうち専門課程を受講するよう努めるものとする。</u></p> <p>2 通知第12の4(12)に定める意見書の様式については、別添1のとおりとし、情報公開の項目については、別添2のとおりとする。</p> <p>3 通知第12の4(4)④に定める各都道府県の定める基準についての基本的な考え方は、別添3のとおりとし、評価項目等の参考例については、<u>貴職あて別途通知することとしていることを申し添える。</u></p>

ーム)が提供するサービスの外部評価の実施について」(平成14年7月26日老計発第0726002号厚生労働省老健局計画課長通知)において示したとおりとする。

### 3 都道府県及び市町村における連携、指導監督等

グループホームについて、地域の需要を踏まえた整備の推進、介護サービスの質の一層の確保といった観点から、都道府県及び市町村においては、事業者の指定、指導監督等に当たり以下の点に留意の上、十分な連携を図ることとされたい。

#### (1) 市町村の関与

事業者の指定を行う都道府県だけでなく、より身近な市町村がグループホームにおける介護サービスの提供状況を確認するため、事業所の所在地の市町村は、介護保険法(平成9年法律第123号)第23条に基づき、必要に応じて文書の提出等を事業者に求め、又は当該事業者の職員に質問若しくは照会をさせるほか、管内の事業者に対する定期又は随時の立入調査を実施するなど、介護サービスの提供状況等についての情報収集を常時行うよう配慮すること。

また、事業者と、利用者の家族や地域との交流を促進する観点から、市町村が家族介護教室などを開催するに当たっては、グループホームを活用するよう配慮すること。

#### (2) 都道府県知事の指定に当たっての市町村との連携

都道府県知事は、指定痴呆対応型共同生活介護事業者の指定に当たり、事業所の所在地の市町村に対して、以

下の内容について意見を求めるとともに、必要に応じて、指定前に実地調査を実施し、基準が満たされていること、適正な運営を実施する体制が確保されていること等について確認すること。

- ① 事業所の整備地域
- ② 運営体制や家族・地域との交流機会の確保状況
- ③ 市町村との連携体制の確保状況（情報提供の同意、介護予防事業の受託等）
- ④ その他指定に関し必要と考えられる事項

(3) 都道府県及び市町村による情報提供

事業者から提供された情報内容については、利用希望者やその家族等が活用できるよう、閲覧資料の整備、インターネットによる情報提供等の対応を行うこと。

(4) 都道府県の指導監査等に当たっての留意事項

都道府県は、市町村と十分に連携し、事業者に対する指導監督の際には市町村が立入調査等で収集した情報を十分活用するとともに、市町村から収集した情報に基づき必要と判断した場合には、随時実地指導を実施するなど、迅速な対応に努めること。

## 別添 1

(様式例)

## 市 町 村 意 見 書

法人名	グループホーム名
1. 整備地域について（通知第 12 の 4 (7)③）	
住宅地の中にある、又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあると認められる理由について記入すること。	
2. 家族・地域との交流機会の確保状況等について（通知第 12 の 4 (7)③）	
家族・地域との交流機会を確保するための具体的な活動計画の評価等、交流が確保されると認められる理由について記入すること。	
3. 協力医療機関等との連携体制の確保について	
「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 171 条に基づく協力医療機関等との連携・支援体制の評価等、連携等が確実と認められる理由について記入すること。	
4. 市町村への情報提供について（通知第 12 の 4 (12)）	
法人が市町村に情報提供（具体的項目については、別添 2 のとおり。）を行うことについて同意していること及びその際の方法等について簡潔に記入すること。	
5. 市町村との連携体制の確保について	
市町村との連携体制が確保されるかという観点から、当該事業者の指定に対する意見を記入すること。（市町村との連携体制が確保されると見込む場合には、家族介護教室等の市町村事業の委託など、その方法について簡潔に記入すること。）	
6. その他指定に関し必要と考えられる事項	
平成 年 月 日	
上記のとおり、当該法人が指定痴呆対応型共同生活介護事業者としての指定を受けることについて必要な事項を提出します。	
市町村長名	

\* 意見書の様式については参考例であるので、上記の内容が記入されたものであればこの様式に限るものではない。

\* 「通知」＝「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号）

## 別添 1

(様式例)

## 市 町 村 意 見 書

法人名	グループホーム名
1. 整備区域について（通知第 12 の 4 (7)③）	
整備地域が都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の地域以外に該当する場合は、当該地域と同程度に地域等との交流が確保されていると認められる理由について記入すること。	
2. 家族・地域との交流機会の確保状況等について（通知第 12 の 4 (7)③）	
家族・地域との交流機会について確保するために具体的にに行われている活動の評価等、交流が確保されていると認められている理由について記入すること。	
3. 協力医療機関等との連携体制の確保について	
「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 171 条に基づく協力医療機関等との連携・支援体制の評価等、連携等が確実と認められる理由について記入すること。	
4. 市町村への情報提供について（通知第 12 の 4 (12)）	
法人が市町村に情報提供（具体的項目については追って示す。）を行うことについて同意していること及びその際の方法等について簡潔に記入すること。	
5. 市町村との連携体制の確保について	
家族介護教室などの市町村事業を委託する等、市町村との連携体制を確保するための方法について簡潔に記入すること。	
6. その他指定に関し必要と考えられる事項	
平成 年 月 日	
上記のとおり、当該法人が指定痴呆対応型共同生活介護事業者としての指定を受けることについて必要な事項を提出します。	
市町村長名	

\* 意見書の様式については参考例であるので、上記の内容が記入されたものであればこの様式に限るものではない。

\* 「通知」＝「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 11 年 8 月 17 日老企第 25 号）

## 別添 2

痴呆性高齢者グループホームに係る情報提供の項目  
(平成 年 月 日現在)

1) ~ 3) (略)

4) 建物の概要

建物形態	<input type="checkbox"/> 単独型 <input type="checkbox"/> 併設型
建物構造	( )造り( 階建ての 階部分)
広さ	敷地面積( )㎡ 延床面積( )㎡ 1室あたりの居室面積( )㎡
二人部屋の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

5) ~ 8) (略)

別添 3 (略)

## 別添 2

痴呆性高齢者グループホームに係る情報提供の項目  
(平成 年 月 日現在)

1) ~ 3) (略)

4) 建物の概要

都市計画法上の用途地域	
建物形態	<input type="checkbox"/> 単独型 <input type="checkbox"/> 併設型
建物構造	( )造り( 階建ての 階部分)
広さ	敷地面積( )㎡ 延床面積( )㎡ 1室あたりの居室面積( )㎡
二人部屋の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

5) ~ 8) (略)

別添 3 (略)